

令和6年度【就学援助】のお知らせ

小樽市では、お子様が学校で楽しく勉強できるよう、経済的な理由で学用品や給食費などの負担が困難な世帯に援助をしています。援助を希望される方は、下記の内容をご覧の上、学校又は教育委員会へ申請書を提出してください。

1. 援助の対象となる方（申請は毎年必要です。）

（1）小樽市立の小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者で、次の申請理由1～8のいずれかに該当する方。

※ 小樽市内に住所を有し、私立の小・中学校に在籍している方も対象となります。

※ 生活保護費を受給している場合、申請の必要はありません（修学旅行費、医療費のみ支給）。

申請理由		提出書類（写しを添付）		書類の発行元
1	<u>生活保護が停止又は廃止になった。</u>	保護廃止（停止）決定通知書の写し ※ 現在停止中又は令和6年4月1日以降に廃止になった方のみ対象。 ※ 世帯変更による廃止は対象外。		市役所 生活支援第1・2課
2	<u>市民税が非課税又は減免となっている。</u>	令和5（6）年1月1日現在、小樽市に住民票がある。	不要（住民税課税台帳により確認） ※ 所得割のみ非課税の方は対象外。	/
		令和5（6）年1月1日現在、小樽市に住民票がない。	19歳以上の世帯員全員（学生は除く）の令和5（6）年度所得・課税証明書が必要。	
3	<u>個人事業税が全額減免されている。</u>	個人事業税減免申請に対する承認通知書の写し ※ 災害等により全額減免となった世帯のみ対象。		道税事務所
4	<u>固定資産税が減免されている。</u>	固定資産税・都市計画税減免決定通知書の写し ※ 新築減額は対象外。		市役所資産税課
5	<u>国民年金保険料が減免されている。</u>	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し ※ 20歳以上の世帯員全員の通知書が必要。 ※ 世帯に年金受給者がいる場合は対象外。		日本年金機構
6	<u>国民健康保険料が減免されている。</u>	国民健康保険料変更通知書の写し（減免されている旨の記載があるもの） ※ 保険料の法定軽減は対象外。		市役所保険年金課（保険係）
7	<u>児童扶養手当を受けている。</u>	児童扶養手当証書の写し（有効期限内のもののみ有効）		市役所子ども福祉課（給付係）
8	<u>生活福祉資金の貸付を受けた。</u>	生活福祉資金貸付決定通知書の写し ※ 一部資金（緊急小口資金等）は対象外。 ※ 令和5年4月1日以降に貸付を受けた方のみ対象。		北海道社会福祉協議会

※ 上記「2」にある「令和5年」という記載について、令和6年6月以降の申請分からは「令和6年」に切り替わりますので御注意ください。

（2）上記に該当しない方であっても、収入が基準額以内であれば認定となります。

（1～8に当てはまらない方）		提出書類（写しを添付）		書類の発行元
9	<u>その他、経済的に困窮している。</u>	令和5（6）年1月1日現在、小樽市に住民票がある。	不要（住民税課税台帳により確認） ※所得割のみ非課税の方は対象外。	/
		令和5（6）年1月1日現在、小樽市に住民票がない。	19歳以上の世帯員全員（学生は除く）の令和5（6）年度所得・課税証明書が必要。	

※ 上記「9」にある「令和5年」という記載について、令和6年6月以降の申請分からは「令和6年」に切り替わりますので御注意ください。

※ 申請時点で最新の住民税課税台帳の収入額を基に審査します。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 5月以前の申請 | ⇒ 令和5年度課税台帳（令和4年中の収入額）により審査 |
| 6月以降の申請 | ⇒ 令和6年度課税台帳（令和5年中の収入額）により審査 |

概ね総収入（お子様と生計を共にする方全員の収入（パート収入も含む）の合計額）が以下の場合、認定となります。

世帯人数	世帯構成	目安となる総収入額
2人	父又は母 32歳 小学校4年生	おおむね 300万円以下
3人	父又は母 32歳 小学校4年生 幼児4歳	おおむね 350万円以下
	父 35歳 母 32歳 小学校4年生	おおむね 330万円以下
4人	父 35歳 母 32歳 小学校4年生 幼児4歳	おおむね 370万円以下
	父 35歳 母 32歳 小学校5年生 小学校2年生	おおむね 390万円以下
	父 38歳 母 38歳 中学校2年生 小学校2年生	おおむね 410万円以下
5人	父 41歳 母 40歳 中学校2年生 小学校2年生 幼児2歳	おおむね 420万円以下

※所得の申告をしておらず、他の家族の被扶養者となっていない方は、市民税課（市役所別館2階窓口）にて所得の申告を行ってください。

2. 申請方法

「令和6年度就学援助費申請書（兼世帯票）」に必要事項を記入し、証明書類を添付して提出してください。

区分	入学準備金の 入学前支給	提出先 (いずれか1か所に提出)	提出期限	結果通知
【新入生】 新小1 新中1	希望する(2月支給)	就学時健康診断会場 入学予定の小学校 申請時に在籍する小学校 教育委員会学校教育支援室	令和5年12月28日(木)	2月上旬
	希望しない(5月支給)			
【在校生】 新小2～6 新中2～3		申請時に在籍する小・中学校 教育委員会学校教育支援室	令和6年2月29日(木)	4月上旬 (予定)

※入学準備金の入学前支給については、対象のご家庭にのみ配布している「【令和6年度就学援助費】入学準備金の入学前支給のお知らせ」をご覧ください。

※上記の提出期限を過ぎた場合や、世帯状況の変化により経済状態が年度途中で変わった場合も、随時申請を受け付けておりますが、申請された月からの認定となり、援助費目によっては支給対象とならない可能性があります。

3. 援助の費目について

＜援助費目＞ ※令和5年度の援助費目です。令和6年度は変更になる場合があります。

「学用品費」（1年生以外は通学用品費を含む）、「校外活動費」、「体育実技用具費」（小学校1・4年生、中学校1年生）、「入学準備金」（通学用品費を含む）、「修学旅行費」（認定日が実施日（出発日）以前の場合のみ支給）、「通学費」、「PTA会費」、「学校給食費」、「医療費」（学校病と指定されている病気の治療費）

※就学援助制度とは別に、経済的理由により医療費の支払いが困難な方に対し医療費減免を行う「無料定額診療事業」があります。詳細は実施医療機関（勤医協小樽診療所、済生会小樽病院、小樽掖済会病院、小樽協会病院）にお問い合わせください。

4. 申請書の記入について

- ① 記入例を参考に、記入漏れのないよう注意してください。**書類不備があった場合は、申請書を一度お返しします。**
- ② 振込先口座は**必ず申請者（保護者）名義の口座を記入**してください。
- ③ **振込先口座を確認するため、通帳の見開きの写しを申請書に貼り付けてください。**
- ③ 「家族の状況」欄は生計を一にする者全員を記入してください。
- ④ **申請に必要な添付資料をお忘れにならないよう、ご願います。**

＜問合せ先＞
〒047-0034 小樽市緑3丁目4番1号
小樽市教育委員会 学校教育支援室 教育推進グループ Tel : 0134-32-4111 (内線 7526)